

会費納入規程

平成29年5月14日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全麵協（以下「本会」という。）定款第10条に定める会費及び入会金の納入についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

第2章 会 費

(会費等)

第2条 本会に入会しようとする者は、次に定める年会費並びに入会金を納入しなければならない。

(1) 単独の団体又は連合体の団体で法人に加盟している正会員の会費は、一団体会員あたり15,000円を基礎年会費とし、これに4月1日現在で当該正会員の団体に所属加盟している者のうち、当法人の全麵協素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)による段位を認定されている個人の納入基準額を一人当たり2,000円定め、個人の数に乗じた額を加算してその正会員の年会費とする。

ただし、当該正会員の団体に所属加盟している者のうち段位を認定されていないが、当法人の趣旨に賛同し事業に参加を希望する個人の納入基準額は2,000円とし、本項前段と同様に取扱い、当該正会員の年会費に加算するものとする。

(2) 地方公共団体正会員の会費は、1会員あたり年額90,000円とし、これに4月1日現在で当該正会員に所属する個人会員数に一人当たり2,000円を乗じた額を加算してその正会員の年会費とする。

ただし、当該正会員の団体に所属加盟している者のうち段位を認定されていないが、当法人の趣旨に賛同し事業に参加を希望する個人の納入基準額は2,000円とし、本項前段と同様に取扱い、当該正会員の年会費に加算するものとする。

(3) 段位認定制度による段位を認定されているが、全麵協正会員の団体に加入していない者および段位の認定は受けていないが当法人の趣旨に賛同して事業に参加を希望する者(以下「特別個人会員」という)は、納入基準額は年額5,000円とする。

(4) 一般企業等賛助会員の会費は、一口年額50,000円とする。

(5) 全麵協正会員の入会金は1会員10,000円とする。

(6) 年度途中で全麵協に入会した正会員の会費は、年額納入するものとする。

ただし、年度途中で個人会員となる者がいるときも納入基準額の算定は、当該会計年度3月31日現在で行うものとする。

また、年度内に上位段受験を希望する者は、入会と同時に個人会員会費を納入するものとする。

(7) 既に納入された年会費は、返却しないものとする。

(納入方法及び期限)

第3条 会費納入は、本会指定の納入方法に従い、納めるものとする。

- 2 納入期限は、当該前年度の3月31日とするが、地方公共団体正会員は4月1日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

(臨時会費)

第4条 本会の運営に必要なときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(会員種別間の移行時の会費)

第5条 年度内に会員種別を変更するときは、その差額を納付することとする。ただし、会費が減額される場合はその差額は返却されない。

(会員資格の喪失)

第6条 定款第13条第1号による会員資格の喪失は、理事会の議決を経て、当該会員へ文書で通知することにより完了する。

(権利の回復)

第7条 定款第13条第1号によって喪失した権利は、会費納入をもってその権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することはできない。

(再入会)

第8条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて規定の入会申込書を提出するものとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

第3章 雑 則

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成29年5月14日から改正施行する。